

山運輸第203号の2
令和6年9月26日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」(平成20年3月26日付け公示第8号)の一部改正について

標記に関する当運輸支局管内の取扱いについて、別添のとおり公示したので、了解願います。

公 示

公示第 5 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」
(平成20年3月26日付け公示第8号)の一部を別添のとおり改正する。

令和6年9月26日

東北運輸局山形運輸支局長 平川 清彦



「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」（平成20年3月26日付け公示第8号）別添の新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>I 一般準則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。 2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に沿って、明瞭かつ的確に旅客及び公衆に見やすいように表示しなければならない。 3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。 4. 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。 5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車体及び車内に表示物を表示し又は貼付する時は、旅客及び公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、運転者及び旅客の視野並びに本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。 6. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に抵触しないこと。 <p>II 法人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）〕車両の表示等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運賃及び料金を表示するメーター（以下「メーター」という。）の装着位置 メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。 2. 車内表示装置 車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。 	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>I 一般準則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。 2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に沿って、明瞭かつ的確に旅客及び公衆に見やすいように表示しなければならない。 3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。 4. 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。 5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車体及び車内に表示物を表示し又は貼付する時は、旅客及び公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、運転者及び旅客の視野並びに本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。 6. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に抵触しないこと。 <p>II 法人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）〕車両の表示等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運賃及び料金を表示するメーター（以下「メーター」という。）の装着位置 メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。 2. 車内表示装置 車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（１）による。

（１）装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近 又は前席旅客席側上方 であって、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着するものとし、別表（２）による位置に装着する。

（２）表示事項

表示装置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（１）による。

①「空車」

空車の場合に、車外に向けて表示する。

②「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

時間制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑦「観光」

観光ルート別運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑧「定額」

定額運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑨「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。

⑩「救援」

救援事業の業務遂行のために走行している場合に、車外に向けて表示する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（１）による。

（１）装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近であって、別表（２）による位置に装着する。

（２）表示事項

表示装置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（１）による。

①「空車」

空車の場合に、車外に向けて表示する。

②「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

時間制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑦「観光」

観光ルート別運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑧「定額」

定額運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

⑨「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。

⑩「救援」

救援事業の業務遂行のために走行している場合に、車外に向けて表示する。

⑪「代行」

自動車運転代行業の用に供する随伴自動車として用いる場合に、車外に向けて表示する。

⑫「貨物運送」

貨物運送により旅客の引受けができない場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

(1) 車体の屋根の上には、「タクシー事業者の氏名・名称若しくは記号」を表示した表示灯を別表(2)による位置に装着する。

ただし、タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域にあつては、「タクシー事業者の氏名・名称若しくは記号」に代え、「タクシー」、「TAXI」又は「所属団体の名称若しくは記号」を表示することができる。

(2) 表示灯は、日没から日出における空車時を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(2)による位置に表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 「タクシー」又は「TAXI」(タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域に限る。)

(3) 初乗運賃額、車種区分

運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は、当該指示による。

(4) ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等

ユニバーサルデザインタクシーのうち、一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は取扱いの対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、**VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等**で定める。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
空車などを表示する装置の後面に表示する。

(2) 登録タクシー運転者証
空車などを表示する装置の後面に表示する。

(3) 運賃及び料金並びに適用方

⑪「代行」

自動車運転代行業の用に供する随伴自動車として用いる場合に、車外に向けて表示する。

⑫「貨物運送」

貨物運送により旅客の引受けができない場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

(1) 車体の屋根の上には、「タクシー事業者の氏名・名称若しくは記号」を表示した表示灯を別表(2)による位置に装着する。

ただし、タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域にあつては、「タクシー事業者の氏名・名称若しくは記号」に代え、「タクシー」、「TAXI」又は「所属団体の名称若しくは記号」を表示することができる。

(2) 表示灯は、日没から日出における空車時を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(2)による位置に表示する。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 「タクシー」又は「TAXI」(タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域に限る。)

(3) 初乗運賃額、車種区分

運賃及び料金の認可時等において別途指示があつた場合は、当該指示による。

(4) ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等

ユニバーサルデザインタクシーのうち、一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は取扱いの対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、**VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等**で定める。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
空車などを表示する装置の後面に表示する。

(2) 登録タクシー運転者証
空車などを表示する装置の後面に表示する。

(3) 運賃及び料金並びに適用方

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

Ⅲ 個人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）〕車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

（1）装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近又は前席旅客席側上方であって、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着するものとし、別表（3）による位置に装着する。

（2）表示事項

表示位置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

①「空車」

空車の場合に、車外に向けて表示する。

②「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

Ⅲ 個人タクシー〔一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）〕車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

（1）装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近であって、別表（3）による位置に装着する。

（2）表示事項

表示位置による表示事項のうち④から⑩までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

①「空車」

空車の場合に、車外に向けて表示する。

②「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

③「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

⑤「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑥「貸切」

時間制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

- ⑦「観光」
観光ルート別運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑧「定額」
定額運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑨「回送」
運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑩「自家使用」
自家用として使用する場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

- (1) 車体の屋根の上には、「個人」を表示した表示灯を別表(3)による位置に装着する。
- (2) 表示灯は、日没から日出における空車時を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(3)による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「(個人)」
- (3) 「タクシー」又は「TAXI」(タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域に限る。)
- (4) 初乗運賃額、車種区分
- (5) ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等
ユニバーサルデザインタクシーのうち、一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は取扱いの対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、**VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等**で定める。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 自動車登録番号
空車などを表示する装置の後面に表示する。

時間制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

- ⑦「観光」
観光ルート別運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑧「定額」
定額運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑨「回送」
運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。
- ⑩「自家使用」
自家用として使用する場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示装置

- (1) 車体の屋根の上には、「個人」を表示した表示灯を別表(3)による位置に装着する。
- (2) 表示灯は、日没から日出における空車時を除き消灯すること。

4. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表(3)による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「(個人)」
- (3) 「タクシー」又は「TAXI」(タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域に限る。)
- (4) 初乗運賃額、車種区分
- (5) ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等
ユニバーサルデザインタクシーのうち、一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は取扱いの対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、**VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等**で定める。

5. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 自動車登録番号
空車などを表示する装置の後面に表示する。

(2) 個人タクシー事業者乗務証又は登録タクシー運転者証

個人タクシー事業者は個人タクシー事業者乗務証を、代務運転者が乗務する場合は登録タクシー運転者証を、空車などを表示する装置の後面に表示する。

(3) 運賃及び料金並びに適用方

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

IV 福祉輸送車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあってはこの限りではない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

ただし、時間距離併用運賃を使用しない車両については、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を別途装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

(1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近又は前席旅客席側上方であって、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着するものとし、別表（4）による位置に装着する。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち③から⑦までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

①「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

②「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

④「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に

(2) 個人タクシー事業者乗務証又は登録タクシー運転者証

個人タクシー事業者は個人タクシー事業者乗務証を、代務運転者が乗務する場合は登録タクシー運転者証を、空車などを表示する装置の後面に表示する。

(3) 運賃及び料金並びに適用方

運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

IV 福祉輸送車両の表示等

1. メーターの装着位置

メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。

ただし、時間制運賃のみを適用する者にあってはこの限りではない。

2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置であり、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

ただし、時間距離併用運賃を使用しない車両については、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を別途装着する。

表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

(1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード付近であって、別表（4）による位置に装着する。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち③から⑦までは表示板によることができるものとし、文字等の規格は別表（1）による。

①「実車」

実車の場合に、車外に向けて表示する。

②「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③「迎車」

迎車回送料金を適用している車両が、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

④「予約」

迎車回送料金を適用しない車両であって、乗車申込みを受けて指定場所に

迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑤「貸切」

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑥「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。

⑦「救援」

救援事業の業務遂行のために走行している場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表（4）による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「福祉輸送車両」
- (3) 福祉輸送事業限定事業者にあつては「限定」
- (4) 初乗運賃額（時間距離併用運賃を使用する車両に限る。）
運賃及び料金の認可時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

4. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
実車などを表示する装置の後面に表示する。
- (2) 運賃及び料金並びに適用方
運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

V 禁煙車両の表示等

1. 禁煙表示灯

- (1) 車両の外側には「禁煙マーク」又は「禁煙車」の文字のどちらか、又は併記して表示した禁煙表示灯を装着することとする。
- (2) 取り付け位置は、別表（5）により、車両の屋根先端部、高さは表示灯と同等位までとする。
- (3) 「禁煙マーク」は車両の前後又は前後及び両側面、「禁煙車」の文字は車両の

迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

⑤「貸切」

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

⑥「回送」

運転者が食事、休憩、燃料補給等のため運送引受けをすることができない場合、又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送している場合に、車外に向けて表示する。

⑦「救援」

救援事業の業務遂行のために走行している場合に、車外に向けて表示する。

3. 車体表示事項

車体には、次に掲げる事項を別表（4）による位置に表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「福祉輸送車両」
- (3) 福祉輸送事業限定事業者にあつては「限定」
- (4) 初乗運賃額（時間距離併用運賃を使用する車両に限る。）
運賃及び料金の認可時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

4. 車内表示事項

車内には、次により表示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
実車などを表示する装置の後面に表示する。
- (2) 運賃及び料金並びに適用方
運賃及び料金並びに適用方は、旅客から見やすい位置に表示する。

V 禁煙車両の表示等

1. 禁煙表示灯

- (1) 車両の外側には「禁煙マーク」又は「禁煙車」の文字のどちらか、又は併記して表示した禁煙表示灯を装着することとする。
- (2) 取り付け位置は、別表（5）により、車両の屋根先端部、高さは表示灯と同等位までとする。
- (3) 「禁煙マーク」は車両の前後又は前後及び両側面、「禁煙車」の文字は車両の

前後から明確に認識できるものとする。

- (4) 「禁煙マーク」及び「禁煙車」の文字の大きさは、縦横概ね10 cm以上とする。
- (5) 禁煙表示灯の灯光の色等は、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものではないこと。

2. 車体表示事項

- (1) 車体の後部両側面ドアの中央部付近には、別表(5)により「禁煙マーク」・「禁煙車」を表示する。
- (2) 「禁煙マーク」の大きさは、縦横12 cm以上とする。
- (3) 「禁煙車」の文字の大きさは縦横5 cm以上とする。

3. 車内表示事項

前席の旅客及び後席の旅客から見易い位置に別表(5)により「禁煙車」と表示した車内表示を行う。

4. 車両表示の一部省略

一定の地域内において相当の割合で禁煙タクシーを導入する場合にあっては、利用者の利便が損なわれない範囲において車両表示の一部を省略することができることとする。

- (1) 一定の地域とは、各営業区域単位とする。
- (2) 相当の割合とは、(1)の地域における総車両数の概ね8割以上とする。ただし、禁煙タクシーを導入する全ての事業者が、利用者とのトラブルを防止するための措置を講ずるなど利用者の利便を損なうおそれがないものと、運輸局長又は運輸支局長が認めた場合にあっては、これによらず弾力的に取り扱うことができるものとする。
- (3) 省略できる車両表示の一部は、原則として、車両表示3カ所「禁煙表示灯」、「車体表示事項」、「車内表示事項」のうち、いずれか1つだけ省略できることとするが、禁煙タクシーを導入する全ての事業者が、利用者とのトラブルを防止するための措置を講ずるなど利用者の利便を損なうおそれがないものと、運輸局長又は運輸支局長が認めた場合にあっては、車両表示3カ所のうち2つまで省略できることとする。なお、車両表示を省略する場合、全ての事業者及び全ての車両は、統一的に同じ箇所を省略するものとし、事業者ごと、車両ごとに別々な箇所の省略は認めないものとする。

VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等

前後から明確に認識できるものとする。

- (4) 「禁煙マーク」及び「禁煙車」の文字の大きさは、縦横概ね10 cm以上とする。
- (5) 禁煙表示灯の灯光の色等は、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものではないこと。

2. 車体表示事項

- (1) 車体の後部両側面ドアの中央部付近には、別表(5)により「禁煙マーク」・「禁煙車」を表示する。
- (2) 「禁煙マーク」の大きさは、縦横12 cm以上とする。
- (3) 「禁煙車」の文字の大きさは縦横5 cm以上とする。

3. 車内表示事項

前席の旅客及び後席の旅客から見易い位置に別表(5)により「禁煙車」と表示した車内表示を行う。

4. 車両表示の一部省略

一定の地域内において相当の割合で禁煙タクシーを導入する場合にあっては、利用者の利便が損なわれない範囲において車両表示の一部を省略することができることとする。

- (1) 一定の地域とは、各営業区域単位とする。
- (2) 相当の割合とは、(1)の地域における総車両数の概ね8割以上とする。ただし、禁煙タクシーを導入する全ての事業者が、利用者とのトラブルを防止するための措置を講ずるなど利用者の利便を損なうおそれがないものと、運輸局長又は運輸支局長が認めた場合にあっては、これによらず弾力的に取り扱うことができるものとする。
- (3) 省略できる車両表示の一部は、原則として、車両表示3カ所「禁煙表示灯」、「車体表示事項」、「車内表示事項」のうち、いずれか1つだけ省略できることとするが、禁煙タクシーを導入する全ての事業者が、利用者とのトラブルを防止するための措置を講ずるなど利用者の利便を損なうおそれがないものと、運輸局長又は運輸支局長が認めた場合にあっては、車両表示3カ所のうち2つまで省略できることとする。なお、車両表示を省略する場合、全ての事業者及び全ての車両は、統一的に同じ箇所を省略するものとし、事業者ごと、車両ごとに別々な箇所の省略は認めないものとする。

VI ユニバーサルデザインタクシーの一般車両の表示等

ユニバーサルデザインタクシーとは、流し営業にも活用されることを想定し、健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車椅子の方など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）を有するタクシー車両をいう。

ユニバーサルデザインタクシーのうち、下記（１）①から⑥に該当する車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車（ハイヤー車両及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）は取扱いの対象外）として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、次のとおりとする。

（１）表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和６年４月１日改正）においてレベル準１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第１に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和２年３月３１日改正）においてレベル２の認定を受けた一般車両については、別表（６）第２に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和２年３月３１日改正）においてレベル１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第３に定める表示マークを表示するものとする。
- ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル２の認定を受けた一般車両については、別表（６）第４に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第５に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑥「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表（６）第６に定める表示マークを表示することを推奨する。

（２）表示マークの大きさについて

１５ｃｍ四方以上とする。

（３）表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

Ⅶ 除外規定

ユニバーサルデザインタクシーとは、流し営業にも活用されることを想定し、健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車椅子の方など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）を有するタクシー車両をいう。

ユニバーサルデザインタクシーのうち、下記（１）①から⑥に該当する車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車（ハイヤー車両及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）は取扱いの対象外）として使用する場合の表示事項及び表示方法等については、次のとおりとする。

（１）表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和６年４月１日改正）においてレベル準１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第１に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和２年３月３１日改正）においてレベル２の認定を受けた一般車両については、別表（６）第２に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和２年３月３１日改正）においてレベル１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第３に定める表示マークを表示するものとする。
- ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル２の認定を受けた一般車両については、別表（６）第４に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル１の認定を受けた一般車両については、別表（６）第５に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑥「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表（６）第６に定める表示マークを表示することを推奨する。

（２）表示マークの大きさについて

１５ｃｍ四方以上とする。

（３）表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

Ⅶ 除外規定

(1) 本取扱いに定める表示事項等については、Ⅱで定める法人タクシー車両であつて、国又は地方公共団体が関わる行事、若しくは特定顧客と運送契約のある場合において、その運送に従事する間に限り、次に掲げる事項について適用を除外することができる。

1. Ⅱ 2. に定める「車内表示装置」
2. Ⅱ 3. に定める「車体表示装置」
3. Ⅱ 4. (3) に定める「初乗運賃額、車種区分」
4. Ⅱ 5. (3) に定める「運賃及び料金並びに適用方」

(2) Ⅱで定める法人タクシー車両又はⅢで定める個人タクシー車両について、あらかじめ営業所において運送の申し込みが行われ、申込者から車体表示装置を取り外すよう求められた場合には、当該運送に限り、車体表示装置を取り外すことができるものとする。

附則（平成20年3月26日公示第8号により制定）

1. 本取扱いは、平成20年4月1日から適用する。
2. 既存事業者の車両は、可能な限り速やかに本取扱いに沿って実施するものとするが、やむを得ない場合は次期車両代替時まで従前のとおりとする。

附則（平成24年6月25日公示第23号による一部改正）

本改正は、平成24年10月1日から適用する。

附則（平成29年12月25日公示第3号による一部改正）

本改正は、平成30年1月1日から適用する。

附則（令和2年4月10日公示第1号による一部改正）

本改正は、令和2年4月11日から適用する。

附則（令和5年9月1日公示第1号による一部改正）

本改正は、令和5年9月2日から適用する。

附則（令和6年4月16日公示第2号による一部改正）

本改正は、令和6年4月17日から適用する。

本取扱いに定める表示事項等については、Ⅱで定める法人タクシー車両であつて、国又は地方公共団体が関わる行事、若しくは特定顧客と運送契約のある場合において、その運送に従事する間に限り、次に掲げる事項について適用を除外することができる。

1. Ⅱ 2. に定める「車内表示装置」
2. Ⅱ 3. に定める「車体表示装置」
3. Ⅱ 4. (3) に定める「初乗運賃額、車種区分」
4. Ⅱ 5. (3) に定める「運賃及び料金並びに適用方」

(新設)

附則（平成20年3月26日公示第8号により制定）

1. 本取扱いは、平成20年4月1日から適用する。
2. 既存事業者の車両は、可能な限り速やかに本取扱いに沿って実施するものとするが、やむを得ない場合は次期車両代替時まで従前のとおりとする。

附則（平成24年6月25日公示第23号による一部改正）

本改正は、平成24年10月1日から適用する。

附則（平成29年12月25日公示第3号による一部改正）

本改正は、平成30年1月1日から適用する。

附則（令和2年4月10日公示第1号による一部改正）

本改正は、令和2年4月11日から適用する。

附則（令和5年9月1日付け公示第1号による一部改正）

本改正は、令和5年9月2日から適用する。

附則（令和6年4月16日公示第2号による一部改正）

本改正は、令和6年4月17日から適用する。

附則（令和6年9月26日公示第5号による一部改正）
本改正は、令和6年9月27日から適用する。

（新設）

別表（１）〔表示装置・表示板の種類及び規格〕

第1	空 車	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第2	実 車	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第3（車外向け表示）	割 増	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第3-2（車内向け表示）	割 増	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は1cm角以上とする。
	14cm以上		
又は	割 増	5cm以上	
	14cm以上		
第4	迎 車	6cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		
第5	予 約	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		
第6	貸 切	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		

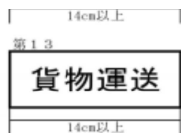
別表（１）〔表示装置・表示板の種類及び規格〕

第1	空 車	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第2	実 車	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第3（車外向け表示）	割 増	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。
	14cm以上		
第3-2（車内向け表示）	割 増	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は1cm角以上とする。
	14cm以上		
又は	割 増	5cm以上	
	14cm以上		
第4	迎 車	6cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		
第5	予 約	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		
第6	貸 切	5cm以上	注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。 (2)文字の寸法は4cm角以上とする。 (3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろうなものとする。
	14cm以上		

容易に識別できる色とし、「道路運送
基準」に抵触するものでないこと。
4 cm角以上とする。
又はプラスチック製等でけんろう

第7

観 光



注(1)文字の色は容易に識別できる色とし、「道路運送
基準の保安基準」に抵触するものでないこと。
(2)文字の寸法は4 cm角以上とする。
(3)表示板にあってはプラスチック製等でけんろう
かものとする。

